

奈良県訓令第二号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和元年八月一日から施行する。

令和元年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表第三櫃原考古学研究所の項中「副所長」を「総務課長（あらかじめ事務職員である副所長が指定するものについては、技術職員である副所長）」に改める。